



# いわき産業創造館

## 『創業者支援室(インキュベートルーム)』入居者募集要項

募集期間: 令和2年4月14日(火)～令和2年5月31日(日)

### ◆募集要項

募集対象者	再生可能エネルギー関連分野、医療・福祉関連分野等をはじめとする、今後将来性・成長性が期待されると考えられる産業分野において、現在創業準備中（現在、創業を考えている方も含む）の方、創業後間もない（5年以内）中小企業等、もしくは新分野・新事業へ進出して間もない（5年以内）中小企業等で、本市に本社を置くことが可能な方（個人・法人は問いません）					
募集ルーム数	部屋数	名称	部屋No.	m <sup>2</sup> (内法有効)	使用料金	入居可能時期
	3室	■ポストインキュベートルーム:3室 個室タイプ（天井まで壁で仕切られた部屋）	P 1	約 25.566 m <sup>2</sup>	32,220 円/月	令和2年7月以降
			P 3	約 20.111 m <sup>2</sup>	25,340 円/月	令和2年7月以降
			P 4	約 22.312 m <sup>2</sup>	28,120 円/月	令和2年7月以降
※電気料、コピー使用料、電話・インターネット通信回線使用料等は別途自己負担となります。						
入居期間	■3年以内 (当該許可に係る創業者支援室の使用を開始した日から起算して6年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。)					
入居条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■他の入居者に迷惑を与える事業や社会規範から外れるような事業、施設の維持保全を害する事業等は行えません。</li> <li>■不特定多数が利用するような業種等の事業は行えません。(製造販売や飲食業等)</li> <li>■販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業を中心に行う場合は対象となりません。</li> <li>■入居スペースおよびオフィス内の改造は原則として認めません。</li> </ul>					
申込方法	創業者支援室(インキュベートルーム)に入居を希望される方は、所定の使用許可申請書等に次の書類を添付して、いわき産業創造館(指定管理者:(公社)いわき産学官ネットワーク協会)(LATOV6F)まで持参してお申込ください。 <b>※申請の際は、創業者支援室インキュベーションマネージャによる申請書類の事前確認が必須となりますので、お申込みの1週間前までに必ず事務局までご連絡ください。</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■添付書類</li> <li>(1) いわき産業創造館創業者支援室使用許可申請書</li> <li>(2) 申請者概要資料</li> <li>(3) 事業計画書</li> <li>(4) 定款等及び登記事項証明書(これから起業する方、申請者が個人の方は住民票の写し)</li> <li>(5) 直近2期の決算書及び確定申告書の写し(これから起業する方は不要)</li> <li>(6) 代表者の経歴書</li> <li>(7) 会社概要等が分かる資料及び役員名簿(これから起業する方、申請者が個人の方は不要)</li> <li>(8) 直近2年分の納税証明書 (市区町村が発行する申請者個人(法人の場合は代表者)の市区町村税納税証明書とする。)</li> </ul> <p>※提出された書類等は返却いたしませんので、予めご了承願います。</p>					
	■申請様式等は、いわき産業創造館HP及び、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会HPよりダウンロードすることができます。					
申込期間	<b>令和2年4月14日(火)～令和2年5月31日(日)必着</b> <b>※申請の際は、申込みの1週間前までに必ず事務局までご連絡ください。</b>					

## ◆入居審査

審査要領	入居者選定審査会を設け、一次審査（書類審査 ※面談審査もあり）、二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階の審査を行い、入居者を決定します。
審査会体制	一次審査：事務局による基礎的な審査 二次審査：商工団体、民間経営者、高等教育機関、金融機関、行政等
審査方法	一次審査：面談形式（面談・質疑応答 約20分）での審査を実施 二次審査：プレゼンテーション形式（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）での審査を実施
選考基準	① 事業の明確性、② 商品等の市場性、③ 成長の可能性、④ 資金確保の具体性、⑤ 創業意欲、⑥ 積極性、⑦ 実務経験、⑧ 協調性等の基準を満たしているかどうか（全項目において10点満点中5点以上）を審査し、入居者を選定します。 ポストインキュベートルームに入居を希望される方におきましては、上記の基準に加え、雇用の創出として「事業の実施により <b>3名程度の常時雇用</b> が見込まれていること」が追加となります。 ※尚、審査に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。
審査時期（予定）	令和2年6月上旬：一次審査 令和2年6月中旬：二次審査、入居者内定 令和2年6月下旬：審査結果通知
審査結果	審査結果については、決定後に文書で通知します。
入居可能日	令和2年7月1日以降、順次入居していただく予定となります。

## ◆施設概要

名称	いわき産業創造館 創業者支援室（インキュベートルーム）
所在地	福島県いわき市平字田町120番地 LATOV6階 いわき産業創造館内 JRいわき駅から徒歩3分
利用時間	24時間365日利用可
施設仕様	① インキュベートルーム11室（メイン・7室、ポスト・4室）、会議室、相談室、リフレッシュスペース、SOHOサービスコーナー（コピー機など）等 ② 机・椅子・書棚・ロッカー等の備品 ③ OAフロア対応 ※PC、プリンタ、ISP契約等は入居者の方にご準備いただきます。

施設見取図	<p>■メインインキュベートルーム</p> <p>■SOHOサービスコーナー</p> <p>▶募集室数：3室</p> <p>●ポストインキュベートルーム：3室 個室タイプ (天井まで壁で仕切られた部屋)</p> <p>P1:約25.566㎡ 月額32,220円 P3:約20.111㎡ 月額25,340円 P4:約22.312㎡ 月額28,120円</p> <p>■ポストインキュベートルーム</p>
-------	--

駐車場	無し ※各自ご用意いただくこととなります。
-----	-----------------------

## ◆お問い合わせ・お申込み先

お問い合わせお申込み先（指定管理者）	いわき産業創造館（指定管理者：公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会） 〒970-8026 いわき市平字田町120番地 LATOV6階 いわき産業創造館内 TEL：0246-21-7570 FAX：0246-21-7571 URL： <a href="http://www.iwaki-sangakukan.com">http://www.iwaki-sangakukan.com</a> E-Mail： <a href="mailto:icsn@iwaki-sangakukan.com">icsn@iwaki-sangakukan.com</a>
施設設置者	いわき市 産業振興部 産業創出課 TEL：0246-22-1126 FAX：0246-22-1198